

在外選挙人名簿の 登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満20歳以上の方

2016年6月19日以降は、
年齢が満18歳以上の方

海外に3か月以上
お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・
総領事館の管轄区域内に引き続き
3か月以上お住まいの方

【留意点】

申請時に3か月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。3か月以上住所を有していることが確認された後に、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

選挙権年齢が 「満18歳以上」に 引き下げられます

2015年6月19日(改正法公布日)以降、満18歳以上の方についても、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請が可能となりました。なお、既に満18歳以上の方に加え、申請日時点で18歳未満でも、2016年6月19日において満18歳以上(1998年6月20日以前の出生)となる方について、申請が可能となります。

活用しよう! 在外選挙制度

外国にいても日本の国政選挙で投票ができます。



投票のために「登録申請」を
しましょう

「在外選挙制度」により、外国にいても衆議院議員選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙)および参議院議員選挙(選挙区選挙・比例代表選挙)で投票することができます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館(領事事務所を含む)を通じて、日本での最終住所地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。

在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口で申請してください。

▶ 申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。また総務省のホームページでも入手できます。

注意事項

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届を提出する必要があります。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。
- 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、日本大使館・総領事館を経由して在外選挙人証が交付されます。在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。
- 帰国後、転入届を提出して4か月を経過した時には、在外選挙人名簿から抹消されます。その後、再び海外に転出した場合には、あらためて在外選挙人名簿への登録申請が必要です。また、国内の選挙人名簿に登録された場合や在外選挙人名簿から抹消された場合には、在外選挙人証は交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返納してください。

申請時に必要となるもの

【申請者本人が申請する場合】

- ① 旅券（パスポート）等
- ② 日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス代の領収書など）

【同居家族等を通じて申請する場合】

左記①・②に加えて次の③・④が必要です。

- ③ 申請を行う同居家族等の方の旅券（パスポート）
- ④ 申出書（同居家族等の方に委任したことを示すものです。あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。）

在外選挙の投票方法

3つの投票方法により投票できます。

海外で投票する場合

最寄りの日本大使館・総領事館で在外公館投票が実施されるか否かについては、直接お問い合わせいただくか、外務省のホームページでご確認ください。

在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のどちらかを選択して投票できます。

在外公館投票

直接日本大使館・総領事館（領事事務所を含む）に向いて、在外選挙人証と旅券等の身分証明書を提示して投票する方法です。在外公館投票が実施される日本大使館・総領事館であれば、どこでも投票できます。

在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」を行うことができます。

郵便等投票

登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に投票用紙等に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵便等により送付することにより投票する方法です。

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月を経っていない方（選挙人名簿に登録されていない方）は、在外選挙人証を提示して、日本国内で投票することもできます。

日本国内における投票

- 期日前投票
- 不在者投票
- 当日投票

さらに詳しく知りたい方は

- ・総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>
- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

在外選挙制度

検索